

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年3月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900078号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1900029号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和35年7月31日から同年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和38年5月1日から同年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和40年6月13日から同年6月15日に訂正することが必要である。

昭和35年7月31日から同年8月1日までの期間及び昭和38年4月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和35年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る昭和38年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和35年7月31日から同年8月1日まで
② 昭和38年4月1日から同年5月1日まで
③ 昭和40年6月13日から同年6月15日まで
④ 昭和53年1月16日から同年4月1日まで

私は、請求期間①、②及び③についてはA社に、請求期間④についてはB社の子会社であったC社に、それぞれ継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、請求期間①から④までに係る厚生年金保険被保険者の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が所持するB社発行の勤続10年及び15年の永年勤続表彰状並びに複数の元同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間①において、A社に継続して勤務（昭和35年8月1日にA社からB社D支店に異動）し、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和35年7月の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）における請求者の同年6月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間①当時の事業主は所在が不明であるため、請求者の請求期間①に係る届出や保険料納付について事業主に確認することができないが、請求期間①について、事業主が請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）の資格喪失年月日を昭和35年8月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険出張所（当時）が同年7月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年7月31日を資格喪失年月日として資格喪失届が提出され、その結果、社会保険出張所は、請求者の請求期間①に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、雇用保険の加入記録、請求者が所持するB社発行の勤続10年及び15年の永年勤続表彰状並びに複数の元同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間②において、B社に継続して勤務（昭和38年4月1日にB社D支店からA社に異動）し、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和38年4月の標準報酬月額については、A社に係る被保険者名簿における請求者の同年5月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間②当時の事業主は所在が不明であるため、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

請求期間③について、雇用保険の加入記録、請求者が所持するB社発行の勤続10年及び15年の永年勤続表彰状並びに複数の元同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間③において、A社に継続して勤務（昭和40年6月15日にA社からB社D支店に異動）していることが認められる。

請求期間④について、請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者が請求期間④においてC社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によると、C社は、昭和53年4月1日に厚生年金保険の任意包括適用事業所となっており、請求期間④は、適用事業所でなかったことが確認できるところ、同社に係る商業登記簿謄本により、同社は同年1月21日に設

立登記されていることが確認できるものの、同社の元事業主は、請求期間④当時、従業員は3人しかいなかった旨陳述しており、同社が厚生年金保険の適用事業所となった時の被保険者も3人であることが、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿により確認できることから、同社は、同年4月1日より前は適用事業所ではなかったことが認められる。

このほか、請求期間④において、C社が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。